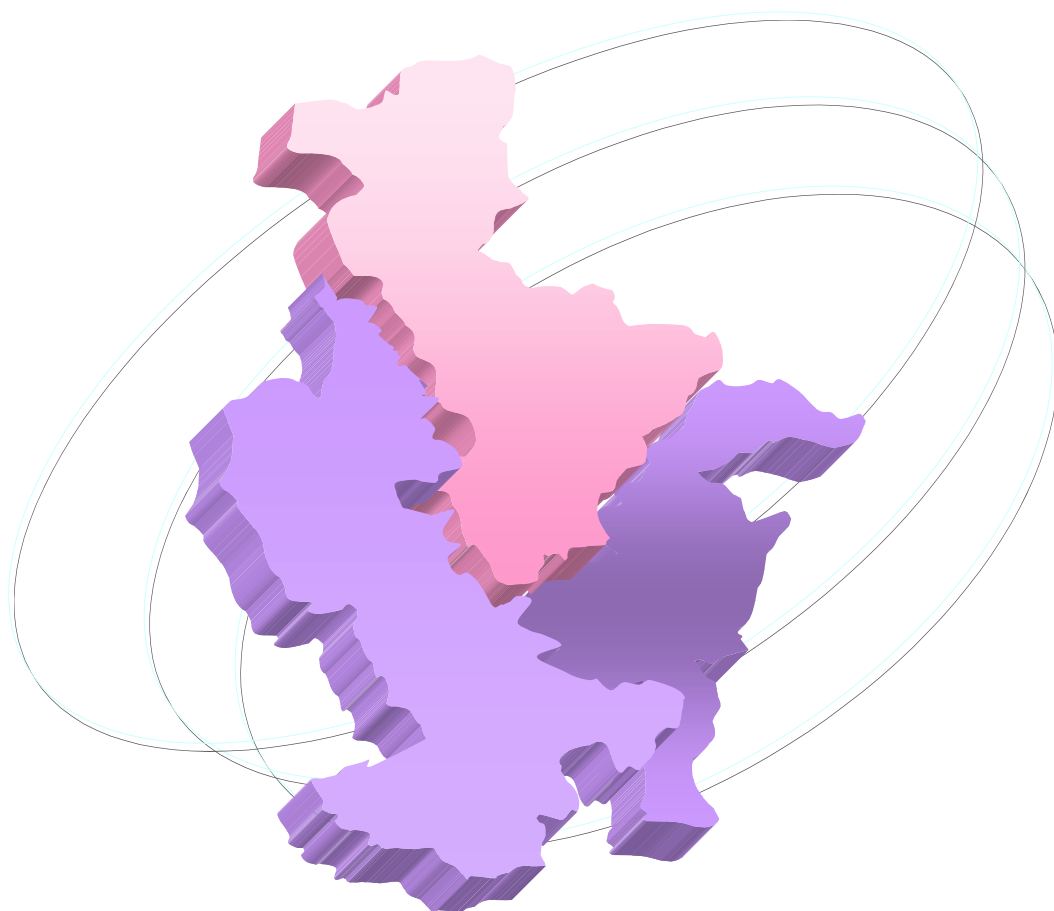


宝塚市、川西市及び猪名川町

消防の現状と課題報告書



宝塚市、川西市及び猪名川町消防広域化協議会

はじめに

消防は、国民の生命、身体及び財産を守るために、火災を予防し、火災に対する消火活動、急病等に対する救急活動、交通事故等で発生する要救助者の救助活動等、あらゆる災害から住民生活の安全を確保することを使命としています。

しかし、自治体の人口規模や財政規模から、国が消防力の整備指針で示している消防力を満たすことが難しく、火災出動等の災害対応に十分な部隊を出動させることが出来ないなど、消防責任を十分に果たすことが困難な小規模消防本部が多数存在しているのが現状です。

国は、この問題を解決するため平成18年6月に消防組織法を改正、7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定し、管轄人口30万人以上を目標として、消防の広域化を推進しています。

宝塚市、川西市及び猪名川町(以下「2市1町」という。)は、兵庫県が平成21年6月8日に市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき策定した消防広域化推進計画において、広域化対象市町の組合せとして指定されたことに伴い、平成22年7月1日に「宝塚市、川西市及び猪名川町消防広域化協議会」を発足させました。

2市1町約42万人の地域住民の生命、身体及び財産を守るための消防力のあり方について、今後、この協議会で協議、検討を行っていきます。

この報告書は、将来の消防組織の広域化に向けて現状を分析し、現在2市1町の各消防本部が抱えている課題を抽出することにより、広域化の協議、検討をするための基本資料として活用していただくことを目的に作成したものです。

平成23年 2月 3日

宝塚市、川西市及び猪名川町消防広域化協議会事務局

目 次

1	常備消防の組織.....	1
	(1) 消防本部の構成.....	1
	(2) 地勢・管轄面積・管轄人口.....	1
	(3) 消防力の状況.....	4
2	消防財政の状況.....	5
	(1) 消防費の状況.....	5
	(2) 消防費の財源.....	7
	(3) 消防事務のO A化.....	8
3	職員の処遇関係.....	10
	(1) 職員定数・勤務体制.....	10
	(2) 職員の状況.....	12
	(3) 研修の状況.....	13
4	各種災害対応のしくみ.....	15
	(1) 各種災害出動状況.....	15
	(2) 火災出動体制.....	16
	(3) 救急出動体制.....	17
	(4) 救助出動体制.....	18
5	通信・指令の状況.....	20
6	火災予防行政の状況.....	22
	(1) 予防業務の特性.....	22
	(2) 広範囲な予防業務.....	23
	(3) 防火対象物及び立入検査の状況.....	24
	(4) 危険物施設及び立入検査の状況.....	25
	(5) 予防技術資格者の状況.....	26
	(6) 各種窓口業務の状況.....	27
7	消防団等とのかかわり.....	27
	(1) 消防団.....	27
	(2) 防火協会等.....	29
	(3) 自主防災組織.....	29
8	その他.....	30
	(1) 各種例規の状況.....	30
	(2) 応援協定など各種協定の締結状況.....	31
	(3) 消防水利.....	32
9	消防広域化により期待できる効果と課題.....	33
	(1) 消防広域化により期待できる効果.....	33
	(2) 消防広域化に伴う課題.....	34

1 常備消防の組織

(1) 消防本部の構成

<現状>

宝塚市は昭和23年6月に、伊丹市、小浜村、良元村の1市2村により伊丹消防組合を組織、宝塚消防出張所を開設、昭和27年8月には同組合を解散、宝塚町、良元村の1町1村で宝塚消防事務組合を組織し、業務を開始、その後、昭和29年4月に宝塚市の誕生とともに、単独で消防本部を設置しています。

川西市は市制施行8年目の昭和36年8月に、猪名川町は町制施行25年目の平成2年4月に、それぞれ単独で消防本部を設置しています。管轄人口は、宝塚市が約22万人、川西市が約16万人、猪名川町が約3万人となっています。

2市1町は、以前から人事交流を行うなど密接に交流を深めるとともに、災害対応においては、災害の初動時から相互に応援出動する消防相互応援協定を締結し、強固な消防協力体制を構築しています。

また、川西市と猪名川町では、平成19年10月から消防指令業務の共同運用を実施しており、平成23年4月からは宝塚市を含めた2市1町で、消防指令業務の共同運用を開始する予定です。

○各消防本部の設置時期

消防本部名称	形態	消防本部設置年月
宝塚市消防本部	組合	昭和23年6月
川西市消防本部	単独	昭和36年8月
猪名川町消防本部	単独	平成 2年4月

<分析>

従前から2市1町は、人事交流や消防指令業務の共同運用によって消防本部相互が密接な連携を保っています。

<課題>

- 各消防本部発足からの歴史の中で築かれた伝統や特色を活かし、地域の実情に応じた消防体制を検討していく必要があります。
- 平成21年6月8日に策定された兵庫県消防広域化推進計画において、2市1町が広域化対象市町の組合せとして示されたことから、広域消防運営計画を作成する必要があります。

(2) 地勢・管轄面積・管轄人口

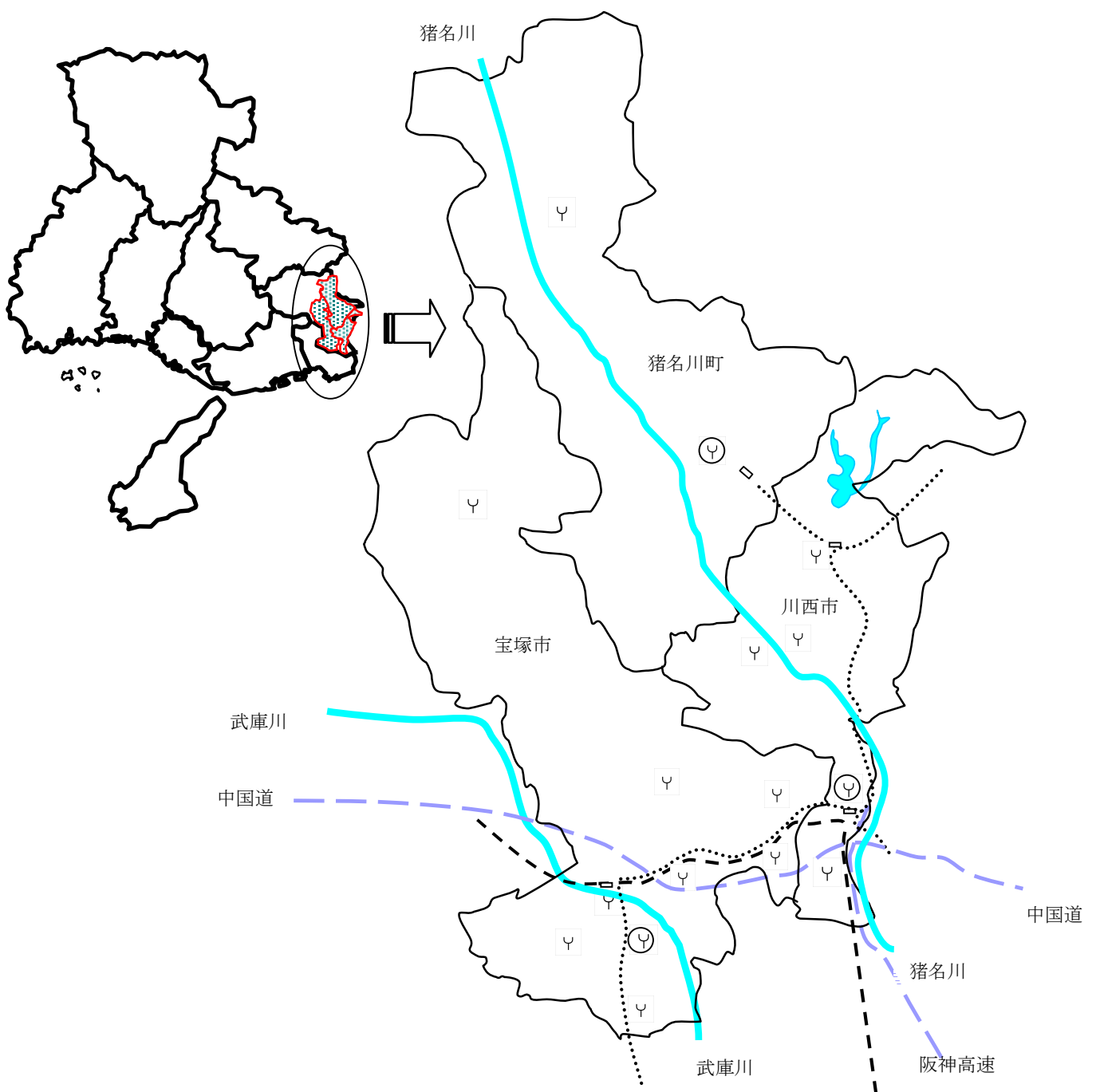
<現状>

ア 2市1町は兵庫県の南東部にあり、阪神地域（西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）の北部に位置しています。南端は宝塚市の仁川地区、北端は猪名川町の杉生地区、東端は川西市の黒川地区、西端は宝塚市の波豆地区で、南北に23キロメートル、東西に15キロメートルとなっています。2市1町の南端から北端まで海拔差が約650メートルあり、南から北に向かって、なだらかな上りの傾斜

になっており、猪名川町と川西市には1級河川の猪名川が、宝塚市には2級河川の武庫川が流れています。

市町境界は、川西市が宝塚市と猪名川町の市街地と接し、宝塚市と猪名川町は山間部で境界を接しています。各市町を結ぶ主要道路は、宝塚市と川西市が国道176号線、川西市と猪名川町が県道川西篠山線、宝塚市と猪名川町が県道川西三田線となっています。鉄道は、宝塚市と川西市の南部を東西方向にJR宝塚線と阪急電鉄宝塚線が、宝塚市を南北に阪急電鉄今津線がそれぞれ走り、川西市から猪名川町までは能勢電鉄が南北に縦断しています。そのため、2市1町とも阪神間のベッドタウンとして自然に囲まれた都市景観を構成しています。

高速道路は中国縦貫自動車道が宝塚市と川西市の南部に、阪神高速道路が川西市の東端を走っています。



イ 人口は、交通網の発達している2市1町の南部及び東部を中心に集中し、北部地域は農村地域で人口が少なく、山林などの豊かな自然に恵まれた地域となっています。

職員一人あたりの管轄人口は、次表のとおりです。

○消防本部の管轄人口・管轄面積 (平成22年版消防現勢)

項目	管轄人口 (人)	消防吏員 実員(人) 再任用を除く	職員一人あ たりの人口 (人)	管轄面積 (k㎡)	職員一人あ たりの面積 (k㎡)
消防本部名					
宝塚市消防本部	225,017	219	1,027	101.89	0.47
川西市消防本部	157,994	145	1,090	53.44	0.37
猪名川町消防本部	31,866	44	724	90.41	2.05
2市1町合計	414,877	408	1,017	245.74	0.60

※管轄人口は平成22年4月1日推計人口

参考：2市1町合計人口と同規模消防本部の5例平均データ

同規模の5例平均値	402,804	431	977	512.60	2.40
-----------	---------	-----	-----	--------	------

○管轄人口が同規模消防本部の5例平均データ (平成22年版消防現勢)

項目	管轄人口 (人)	消防吏員実 員(人)	職員一人あ たりの人口 (人)	管轄面積 (k㎡)	職員一人 あたりの面積 (k㎡)
消防本部名					
宝塚市と同規模の 5例平均値	224,134	250	898	244.60	0.98
川西市と同規模の 5例平均値	158,388	179	885	131.40	0.73
猪名川町と同規模の 5例平均値	31,749	67	471	887.40	13.20

○将来推計人口 (平成20年5月推計)

区分	2010年 (H22.4.1) 推計人口(人)	2030年(H42) 出生率中位、 標準型(人)	2010-2030年の 増減(人)	増減率
消防本部名				
宝塚市消防本部	225,017	211,474	-13,543	-6.02%
川西市消防本部	157,994	146,160	-11,834	-7.49%
猪名川町消防本部	31,866	29,782	-2,084	-6.54%
2市1町合計	414,877	387,416	-27,461	-6.62%
兵庫県	5,640,221	5,116,375	-523,846	-9.29%

<分析>

ア それぞれの同規模消防本部と比較すると、2市1町消防本部はいずれも消防吏員数が少なく、職員一人当たりの人口が多くなっています。これは、消防力の整備指針で定める消防吏員数が十分確保されていないことを示しています。

イ 平成20年5月に作成された兵庫県将来推計人口（出生率中位、移動標準型）によると、2市1町の将来人口は、2010年（平成22年）4月と比較して、2030年（平成42年）の推計では、27,461人、率にして6.6%、兵庫県全体では約9.3%の減少を示しています。

<課題>

- 2市1町とも消防の将来を予測した中長期的な消防力等の整備計画を策定し、消防を取り巻く環境に応じた消防体制の確立に向け、早急に取り組んでいく必要があります。

(3) 消防力の状況

<現状>

消防力の整備指針に基づく署所、職員及び消防車両等の状況を見ると、2市1町とも署所数及び救急車を除く消防車両については、ほぼ基準を満たしていますが、職員数及び救急車の充足率は70%程度となっており、特に予防要員数は大幅に不足しています。

なお、川西市のはしご車は基準では2台（充足率50%）となっていますが、消防力の整備指針第9条第1項ただし書の規定を適用し、1台運用としているものです。

○消防力の整備指針に基づく基準と整備状況

(平成22年4月1日現在)

消防本部名	消防署（分署・出張所）			消防吏員数(再任用を除く)			予防要員数			ポンプ車		
	基準(署所)	現有(署所)	充足率(%)	基準(人)	現有(人)	充足率(%)	基準(人)	現有(人)	充足率(%)	基準(台)	現有(台)	充足率(%)
宝塚市消防本部	9	9	100.0	295	219	74.2	24	13	54.2	16	15	93.8
川西市消防本部	5	5	100.0	206	145	70.4	20	9	45.0	8	8	100.0
猪名川町消防本部	2	2	100.0	73	44	60.3	7	2	28.6	3	3	100.0
2市1町合計	16	16	100.0	574	408	71.1	51	24	47.1	27	26	96.3

化学消防車			はしご車			救急自動車			救助工作車			指揮車		
基準(台)	現有(台)	充足率(%)	基準(台)	現有(台)	充足率(%)	基準(台)	現有(台)	充足率(%)	基準(台)	現有(台)	充足率(%)	基準(台)	現有(台)	充足率(%)
1	1	100.0	3	3	100.0	7	5	71.4	2	2	100.0	3	3	100.0
2	2	100.0	2	1	50.0	6	4	66.7	2	2	100.0	2	2	100.0
			1	1	100.0	2	2	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
3	3	100.0	6	5	83.3	15	11	73.3	5	5	100.0	6	6	100.0

<分析>

2市1町とも、消防力の整備指針に基づき積算した消防吏員の基準数が不足しており、特に、予防要員の不足が際立っています。

また、宝塚市及び川西市では、救急車が基準数より2台不足しています。

<課題>

- 2市1町とも消防職員数の充足率が低いため、住民サービスの向上を図る観点から、職員採用などにより人員不足を改善することが必要です。
- 宝塚市及び川西市では、基準数より2台不足している救急車を増車し、早急に現状を改善することが必要です。
- はしご車、化学車、救助工作車、指揮車については基準数を満たしていますが、将来予想される更新等について、整備計画を十分検討することが必要です。

2 消防財政の状況

(1) 消防費の状況

<現状>

ア 平成21年度における2市1町消防本部の決算額（常備消防費、非常備消防費、消防施設費）は次表のとおりで、その合計は、41億9,719万4千円となっています。

また、決算額の83.4%、35億61万2千円が人件費で、施設整備や車両整備等の起債償還に係る公債費は、全体の4.4%となっています。

○平成21年度 消防費決算歳出内訳

(単位：千円)

項目 消防本部名	歳出 (A)	B/ (A+B)			
		うち人件費	割合 (%)	公債費 (B)	割合 (%)
宝塚市消防本部	2,175,172	1,901,291	87.4	117,622	5.1
川西市消防本部	1,537,457	1,242,866	80.8	50,531	3.2
猪名川町消防本部	484,565	356,455	73.6	26,268	5.1
2市1町合計	4,197,194	3,500,612	83.4	194,421	4.4

※ 歳出決算額は、常備消防費、非常備消防費、消防施設費の合計

イ 平成22年度における2市1町の消防本部の歳出予算額（常備消防費、非常備消防費、消防施設費）は次表のとおりで、その合計は40億4,165万8千円となっており、人口一人あたりの消防費の平均は9,742円で、全国平均、兵庫県平均、単独消防平均、組合消防平均と比較し、少額となっています。

○人口一人あたりの歳出予算

(平成22年度)

項目 消防本部名	消防費予算額 (単位：千円)	管轄人口 (人)	人口一人 あたりの 消防費 (円)
宝塚市消防本部	2,043,144	225,017	9,080
川西市消防本部	1,523,613	157,994	9,643
猪名川町消防本部	474,901	31,866	14,903
2市1町合計	4,041,658	414,877	9,742
全 国 (802本部)	1,852,613,000	128,798,656	14,384
兵庫県 (30本部)	68,946,000	5,640,221	12,224
単独消防合計 (497本部)	1,280,516,000	95,025,809	13,475
組合消防合計 (305本部)	572,058,000	33,772,847	16,938

※ 消防費歳出予算額は、常備消防費、非常備消防費、消防施設費の合計

<分析>

人口一人当たりの消防費は、人口規模の小さな消防本部ほど高くなる傾向があり、猪名川町は全国平均をやや上回っていますが、宝塚市、川西市及び2市1町の合計額では、全国及び県平均を大きく下回っており、効率的に組織運営を行っているといえます。

<課題>

- 人口の減少により、将来一人あたりの消防費は増加するものと予測されるため、消防力及び職員の処遇の改善を図りながら、重複投資を回避し、高機能な車両や資機材整備の予算を確保する方策を検討する必要があります。
- 平成28年5月末までに実施しなければならない消防救急無線デジタル化の移行経費が、2市1町各消防本部とも数億円規模と見込まれることから、広域での共同整備や補助事業など、財政的に有利な手法を検討する必要があります。

(2) 消防費の財源

<現状>

2市1町の過去4年間の消防費は次表のとおりで、2市1町全体の4年間の消防費平均額は、約41億7千万円となっています。

また、平成21年度消防費の基準財政需要額に占める決算額（常備消防費、非常備消防費、消防施設費）の比率は、宝塚市が86.6%、川西市は81.4%ですが、猪名川町は101.3%となっており、基準財政需要額を超える消防費を支出しています。

○年別市町の消防費決算状況 (単位：千円)

年度 消防本部名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平均
宝塚市消防本部	2,176,903	2,125,600	2,145,279	2,175,172	2,155,739
川西市消防本部	1,559,305	1,637,574	1,525,410	1,537,457	1,564,937
猪名川町消防本部	414,331	463,447	438,885	484,565	450,307
2市1町合計	4,150,539	4,226,621	4,109,574	4,197,194	4,170,982

○平成21年度消防費基準財政需要額に対する消防費決算額 (単位：千円)

項目 消防本部名	平成21年度 消防費の基準 財政需要額 (A)	構成比 %	平成21年度 消防費決算額 (B)	B/A %
宝塚市消防本部	2,512,807	51.492	2,175,172	86.6
川西市消防本部	1,888,700	38.703	1,537,458	81.4
猪名川町消防本部	478,500	9.805	484,565	101.3
2市1町合計	4,880,007	100.0	4,197,195	86.0

※ 消防費決算額は常備消防費、非常備消防費、消防施設費の合計

○基準財政需要額

(単位：千円)

年度 消防本部名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均
宝塚市消防本部	2,698,654	2,645,601	2,614,861	2,512,807	2,609,186	2,616,222
川西市消防本部	1,936,864	1,895,565	1,881,860	1,888,700	1,950,198	1,910,637
猪名川町消防本部	482,501	473,466	463,655	478,500	497,331	479,091
2市1町合計	5,118,019	5,014,632	4,960,376	4,880,007	5,056,715	5,005,950

<分析>

消防費の財源は、ほとんどが一般財源で賄われており、消防費の基準財政需要額は、平成18年度以降減少傾向にありましたが、平成22年度は消防費の算定基礎となる住民一人当たりの単位費用が11,400円に引き上げられたため、2市1町とも前年度より増加しています。

なお、消防費の基準財政需要額の算定基礎となる2市1町の将来の推計人口は、2030年(平成42年)には387,416人となり、2010年(平成22年)と比較して27,461人、率にして約6.6%減少すると示されています。そのため、人口減など、将来の消防を取り巻く環境に応じた消防体制を整備していく必要があります。

また、国庫補助金の減少など、財政を取り巻く環境は、年々厳しくなっています。

<課題>

- 市町の財政状況が厳しくなる中で、消防体制の充実強化を図らなければならないため、単年度の突出した歳出を抑えつつ、現在、2市1町が共同で整備している高機能消防指令システムのように、周辺市町との協力体制によってスケールメリットを活かした財政運営が必要です。

(3) 消防事務のOA化

<現状>

ア 消防本部と署所間の消防OAネットワークについては、宝塚市と川西市は消防指令システムとともに消防OAが整備されていますが、猪名川町は未整備です。

平成23年4月から開始する予定の2市1町消防指令業務共同運用により、2市1町全ての消防本部及び署所に、一元化された消防OAネットワークが構築されます。

イ 事務系市内LANは各市町において構築され、各消防本部及び署所にはそれぞれの端末が必要台数設置されています。市内LANの管理及び採用しているシステムのメーカーは異なりますが、整備内容は共有ファイルの管理、財務会計システム、例規検索システム、文書管理システム、人事給与管理システムなど各市町とも類似しています。

○消防OAネットワーク等の整備状況

(平成22年4月1日現在)

項目 消防本部名	種類	管理会社等	システムの内容
宝塚市 消防本部	消防OA	NEC	<ul style="list-style-type: none"> 各種災害出動報告書作成及び統計処理 人事管理 防火対象物及び危険物施設の台帳管理 防火対象物管理システム
	庁内LAN	NEC	<ul style="list-style-type: none"> 共有ファイルの管理 例規検索、財務会計、人事給与管理、文書管理システム等
川西市 消防本部	消防OA	沖電気	<ul style="list-style-type: none"> 各種災害出動報告書作成及び統計処理 人事管理 防火対象物及び危険物施設の台帳管理 防火対象物管理システム
	庁内LAN	ジャパンシステム	<ul style="list-style-type: none"> 共有ファイルの管理 例規検索、財務会計、人事給与管理、文書管理システム等
猪名川町 消防本部	消防OA	無し	
	庁内LAN	扶桑電通	<ul style="list-style-type: none"> 共有ファイルの管理 例規検索、財務会計、人事給与管理、文書管理システム等

○事務系庁内LANの2市1町の現状

	消防署所施設数	消防の端末設置台数
宝塚市	9施設 (1本部(署) 1署7出張所)	117台
川西市	6施設 (1本部2署3出張所)	58台
猪名川町	2施設 (1本部(署) 1出張所)	20台
2市1町合計	17施設 (3本部(2署) 3署11出張所)	195台

<分析>

- ア 2市1町消防指令業務共同運用の開始とともに、新たに消防OAネットワークが構築されますが、あくまでも共同運用の段階であり、様式などは統一されていません。
- イ 事務系庁内LANは各市町で独自に構築されており、そのため各システムのメーカーが異なりますが、構築内容については類似しています。

<課題>

- 消防OAは、消防指令業務共同運用により2市1町消防本部に新規導入され、スムーズに運用できるよう備えていく必要があります。

3 職員の処遇関係

(1) 職員定数・勤務体制

<現状>

ア 2市1町の消防職員の条例定数は合計419人、実員は408人、このうち12人が女性消防職員となっています。川西市と猪名川町では条例定数を満たしていますが、宝塚市では11人不足しています。また、消防力の整備指針によって算定した消防職員の基準数と2市1町の実員を比較した場合、平均で71.1%の充足率となります。そのため、全ての消防本部で慢性的に人員が不足しており、人員確保や体制維持に苦慮し、警防、予防、救急、救助等の各分野で兼務、乗換運用を余儀なくされている状況です。

再任用を除く消防吏員の年齢の状況は、川西市が平均で42.2歳と一番高く、猪名川町が39.9歳で一番低くなっています。2市1町の平均年齢は40.8で、最も職員が多い年代は55歳以上59歳以下の75人、次いで25歳以上29歳以下の64人となっています。

○定数・実員の状況

(平成22年4月1日現在)

消防本部名	項目 条例定数	消防力の整備指針の職員数	消防吏員数 (再任用を除く)		充足率	その他 (再任用・嘱託)	消防吏員 平均年齢
			うち女性				
宝塚市消防本部	230	295	219	8	74.2%	18	40.1
川西市消防本部	145	206	145	4	70.4%		42.2
猪名川町消防本部	44	73	44		60.3%		39.9
2市1町合計	419	574	408	12	71.1%	18	40.8

○消防吏員の年齢別状況

(平成22年4月1日現在)

消防本部名	年齢区分 消防吏員 (再任用を除く)	～19歳	～24歳	～29歳	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	平均年齢
		宝塚市消防本部	219	1	21	46	19	27	9	31	
川西市消防本部	145	2	19	17	15	11	15	6	34	26	42.2
猪名川町消防本部	44	1	1	1	4	18	9	3	4	3	39.9
2市1町合計	408	4	41	64	38	56	33	40	57	75	40.8
構成比率%	100.0	1.0	10.0	15.7	9.3	13.7	8.1	9.8	14.0	18.4	

イ 職員の配置状況では、2市1町全体で、消防本部に勤務する本部員が103人（25.2%）消防署に勤務する署員が305人（74.8%）となっています。

○消防本部の職員配置状況（平成22年4月1日現在）

消防本部名 項目	宝塚市 消防本部	川西市 消防本部	猪名川町 消防本部	2市1町 合計
消防吏員数(再任用を除く)	219	145	44	408
本部員	54	39	10	103
消防長・次長等	2	2	2	6
総務	20	14	4	38
警防（消防）	6	6		12
予防	7	5	2	14
指令	19	12	2	33
日勤	1			1
隔勤	18	12	2	32
消防署員	165	106	34	305
消防署長	2	2		4
日勤	7	6		13
隔勤	156	98	34	288

※ 本部員の総務には初任科教育生と派遣職員を含む。

ウ 通信指令室及び消防署の隔日勤務者は、2市1町とも2部制を採用しています。

<分析>

ア 消防職員数は、平成18年には兵庫県全体で5,474人であったのに対し、平成21年には5,612人と増加していますが、2市1町ではここ数年間、消防職員の定数増加はありません。

平均年齢については、全国155,460人の消防職員の平均年齢41歳に対して、当地域は41.4歳で、ほぼ等しくなっています。

イ 勤務体制は、毎日勤務者が約21.6%、隔日勤務者が78.4%となっています。

<課題>

➤ 2市1町とも消防力の整備指針によって算定した消防吏員数に対して、実員は大きく下回っているため慢性的に人員が不足しており、消防力を向上させるためには条例定数の改正など抜本的な対策が必要です。

➤ 50歳以上の職員が全体の32.4%を占めており、数年のうちに多数の職員が退職時期を迎えるため、現場要員の確保について十分配意した職員採用が必要です。

(2) 職員の状況

<現状>

ア 消防長の階級は、宝塚市が消防正監、川西市が消防監、猪名川町が消防監又は消防司令長となっており、役職者の階級及び階級別の職員数は次のとおりです。

○役職者階級

階級区分 消防本部名	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補
宝塚市消防本部	次長	課長	副課長	係長
川西市消防本部		次長、参事	課長、主幹、 課長補佐、副主幹	主査、主任
猪名川町消防本部		次長、課長	主幹、副主幹	副主幹、主査

○階級別職員数

(平成22年4月1日現在)

階級区分 消防本部名	合計(再 任用を 除く)	消防士	消防 副士長	消防 士長	消防 司令補	消防 司令	消防 司令長	消防監	消防 正監
宝塚市消防本部	219	56	1	85	50	16	7	3	1
川西市消防本部	145	16	15	20	61	28	4	1	
猪名川町消防本部	44	2	1	16	18	5	1	1	
2市1町合計	408	74	17	121	129	49	12	5	1
構成比率%	100.0	18.1	4.2	29.7	31.6	12.0	2.9	1.2	0.2

イ 2市1町とも昇任試験を実施していますが、対象及び受験資格は異なります。

○昇任試験の実施状況

(平成22年4月1日現在)

項目 消防本部名	実施	概要
宝塚市消防本部	○	<ul style="list-style-type: none"> 消防士 → 消防士長 (受験資格) 在職期間 高卒6年、短卒5年、大卒4年以上 消防士長 → 消防司令補 (受験資格) 在職期間 消防士長として高卒6年、短卒5年、大卒4年以上 消防司令補 → 消防司令 (受験資格) 在職期間 消防司令補(係長)として6年以上
川西市消防本部	○	<ul style="list-style-type: none"> 消防士 → 消防副士長 (受験資格) 在職期間 高卒6年、短卒4年、大卒2年以上 消防副士長 → 消防士長 (受験資格) 在職期間 消防副士長として3年以上 消防士長 → 消防司令補 (受験資格) 在職期間 消防士長として3年以上 消防司令補 → 消防司令 (受験資格) 在職期間 消防司令補として8年以上、かつ、主査又は係長で5年以上
猪名川町消防本部	○	<ul style="list-style-type: none"> 消防士 → 消防副士長 (選考資格) 在職期間 高卒及び短卒3年、大卒2年以上 消防副士長 → 消防士長 (受験資格) 在職期間 副士長として高卒6年、短卒4年、大卒3年以上 消防士長 → 消防司令補 (受験資格) 在職期間 士長として高卒及び短卒3年、大卒2年以上 消防司令補 → 消防司令 (選考資格) 消防司令補で副主幹の職にある者

ウ 職員の給与制度は、2市1町それぞれの消防職給料表を採用していますが、区分については、宝塚市と猪名川町が6級制で、川西市が8級制となっています。

○級別職員数（単純比較） （平成22年4月1日現在）

消防本部名	区分	合計(再任用を除く)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
宝塚市消防本部		219	56	41	95	16	7	3	1	
川西市消防本部		145	16	15	20	61	15	13	4	1
猪名川町消防本部		44	2	2	19	16	3	2		
2市1町合計		408	74	58	134	93	25	18	5	1
構成比率%		100.0	18.1	14.2	32.8	22.8	6.1	4.4	1.2	0.2

※ 宝塚市消防長は行政職給料表の7級

<分析>

- ア 階級別消防職員数は、再任用職員を除いた消防士長以下の3階級が全体の52.0%、司令補以上が48.0%となっており、全国平均と比較すると消防士長以下の年齢の若い階層が4%少なく、消防司令補以上の年齢の高い階層が若干多くなっています。
- イ 試験制度は、全ての消防本部で一定の階級昇任試験となっていますが、対象や受験資格などは異なっています。

<課題>

- 昇任試験制度、階級と役職などの体系的な見直しなどが必要と考えられます。

(3) 研修の状況

<現状>

消防職員に対して実施される研修・教育訓練は、兵庫県消防学校で行われる初任、専科、幹部、特別教育をはじめ、消防大学校の総合、専科教育や救急救命士養成研修などがありますが、予算及び警備人員の不足から派遣人数は限られています。

また、昨年度、川西市及び猪名川町は、消防大学校へ各1名を派遣していますが、宝塚市では平成16年度以降派遣していません。

○消防大学校・救急救命士研修所等・消防学校の研修状況

(平成21年度)

研修項目		消防本部名			2市1町 合計	
		宝塚市 消防本部	川西市 消防本部	猪名川町 消防本部		
消防大学校	総合教育	幹部科			1	1
		上級幹部科				0
		新任消防長科				0
	専科教育	警防科				0
		救助科		1		1
		救急科				0
		予防科				0
		危険物科				0
	火災調査科				0	
救急振興 財団	東京研修所					0
	九州研修所					0
兵庫県消防学校	初任教育		11	5		16
	専科教育	警防科				0
		特殊災害科				0
		予防査察科	1	1		2
		危険物科			1	1
		火災調査科	1	2		3
		救急科	9	4		13
	幹部教育	救助科	1	1	1	3
		初級幹部科	1		1	2
		中級幹部科				0
	特別教育	上級幹部科				0
		新任消防長科				0
		はしご自動車科		1	2	3
		潜水科		1	1	2
		救命士追加講習	1	2	2	5
	救命士養成課程	1	1		2	
合計			26	19	9	54

<分析>

平成21年度中に2市1町から消防関係の研修へ派遣した人員は54人で、その内訳は、消防大学校への2名の派遣を除き、全て兵庫県消防学校への派遣となっています。

<課題>

- 予防技術・救急業務の高度化・専門化が求められている中、人員及び経費の確保を考慮しつつ、兵庫県消防学校や消防大学校などに計画的に職員を派遣し、高度な知識・技術等を習得した消防職員を養成していく必要があります。

4 各種災害対応のしくみ

(1) 各種災害出動状況

<現状>

2市1町の主な災害等における平成22年中の出動件数は、18,536件でした。

その中でも救急出動が16,965件と最も多く、全体の91.5%を占めており、救助出動は174件の0.94%、火災出動は75件で0.4%となっています。

○各種災害出動状況 (平成22年中)

消防本部名		宝塚市 消防本部	川西市 消防本部	猪名川町 消防本部	2市1町 合計	構成比率 %
出動種別						
合計	回数	9,913	7,236	1,387	18,536	
	延人数	32,760	23,104	4,355	60,219	
火災	回数	25	41	9	75	0.40
	延人数	474	425	104	1,003	1.67
風水害	回数	15	4	0	19	0.10
	延人数	79	15	0	94	0.16
救急	回数	8,958	6,728	1,279	16,965	91.52
	延人数	26,874	20,181	3,844	50,899	84.52
救助	回数	106	55	13	174	0.94
	延人数	1,614	640	52	2,306	3.83
その他	回数	809	408	86	1,303	7.03
	延人数	3,719	1,843	355	5,917	9.83

<分析>

救急出動は、全出動の91.5%を占めているため、救急出動中に火災等の出動が重複することがあります。また逆の場合や救助出動等も重なる場合もあります。

<課題>

- 重複事案などにも十分な消防力で対応するための出動体制を検討する必要があります。現状では消防本部の管轄を超えた出動は、応援要請に基づくものであり、災害時に少しでも迅速に対応することができるよう、広域連携体制の強化が必要です。

(2) 火災出動体制

<現状>

ア 各消防本部の出動計画では、普通建物火災発生時の第1出動体制は、宝塚市が6台（北部地域5台）、川西市が5台、猪名川町が3台となっています。

イ 火災現場の拡大により消火部隊等を増強する場合、宝塚市と川西市は第2及び第3出動体制により対応しています。

第2出動体制は、宝塚市が3台以上、川西市が2台以上の出動体制となっています。

また、猪名川町では日勤者及び非番職員を招集し、人員の確保が出来次第出動する体制をとっています。

○普通建物火災時の第1出動体制 (平成22年4月1日現在)

項目 消防本部名	出動車両台数	出動人員	出動車両の種別
宝塚市消防本部	6	23	T・P（計4台）、R、A
川西市消防本部	5	19	T・P（計3台）、R、A
猪名川町消防本部	3	10	T、P、A

※ P：消防ポンプ自動車 T：水槽付消防ポンプ自動車
R：救助工作車 A：救急自動車

<分析>

ア 普通建物火災の第1出動では、消防ポンプ自動車などが3台から6台出動し、消火活動にあたっています。宝塚市と川西市では、火災現場の状況により、迅速に消火部隊を増強する体制が実施されていますが、猪名川町では近隣市町からの応援出動への依存度が高くなっています。

イ 指揮隊は2市1町とも平日の昼間は毎日勤務者により出動が可能ですが、休日、夜間については、毎日勤務者や非番職員を招集後、指揮隊を編成して出動しています。

<課題>

- 消防力強化のために、初動時の出動台数を、増隊する体制の整備が必要です。
- 指揮隊は、現場の統率、円滑な部隊運用、隊員の安全管理等、消防活動上重要な役割を担っていますので、初動時から出動できるように、指揮隊要員を確保することが必要です。

(3) 救急出動体制

<現状>

ア 平成22年中の2市1町の救急出動件数は16,965件で、年々増加傾向にあった件数が、平成20年から若干減少していましたが、平成22年は2市1町とも前年を上回り、過去最高件数を記録しています。

○救急出場件数の推移

年 消防本部名	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
宝塚市消防本部	7,394	7,734	8,369	8,450	8,652	7,927	8,149	8,958
川西市消防本部	5,946	6,397	6,562	6,693	6,678	6,458	6,583	6,728
猪名川町消防本部	1,066	1,112	1,193	1,139	1,175	1,114	1,085	1,279
2市1町合計	14,406	15,243	16,124	16,282	16,505	15,499	15,817	16,965
兵庫県	204,646	214,774	224,873	223,004	226,215	215,884	220,657	192,958

イ 現在、2市1町全体では143人が救急隊員として活動していますが、専任隊員は宝塚市の40人のみとなっています。

また、救急隊員のうち67人が、救急救命士で、そのうち気管挿管もしくは薬剤投与の資格を持つ認定救急救命士は、宝塚市21人、川西市18人、猪名川町11人となっています。

○救急体制の状況

(平成22年4月1日現在)

区分 消防本部名	救急隊数		救急隊員数		合計	うち 救急救命士
	合計	うち 専任 救急隊	専任	兼任		
宝塚市消防本部	5	4	40	9	49	31
川西市消防本部	4	0	0	67	67	24
猪名川町消防本部	2	0	0	27	27	12
2市1町合計	11	4	40	103	143	67
兵庫県合計	180	84	710	1,065	1,775	991

ウ 消防力の整備指針に基づく救急自動車の配備状況は、2市1町とも予備車を含めて全て高規格救急車となっています。

エ 市街地にも、救急車の現場到着に時間を要する地域があります。

オ 救急出動が重複した際には救急車の現場到着に時間を要する場合があります。

カ 消防機関の覚知(指令)から救急現場への到着時間及び病院収容時間(平成21年中)

	宝塚市	川西市	猪名川町	2市1町平均
現場到着時間	5.5分	5.4分	5.6分	5.5分
病院収容時間	32.5分	31.1分	32.1分	31.9分

<分析>

ア 宝塚市は4隊の救急隊を専任化していますが、川西市と猪名川町では、兼任隊で対応している状況です。高度化する救急業務には、専門的、かつ、高度な対応が求められています。

イ 救命率の向上を図るためには、早期に、適切な救命処置を実施することが重要であるとともに、住民に対して正しい応急手当の普及啓発活動を推進することが求められています。

<課題>

- より質の高い救急業務に対応するためには、全ての救急隊、救急隊員を専任化することが重要で、2市1町とも専任化に向けて努力が必要です。
- 救命率の向上を図るため、計画的な救急救命士の養成が必要です。
- 円滑な救急活動を実施し、救命率を向上するために、救急現場への到着及び病院収容までの時間を短縮することが必要です。
- 救急車の現場到着に時間を要する地域を、早急に解消することが必要です。

(4) 救助出動体制

<現状>

ア 救助業務は、火災・交通事故・水難事故・自然災害・労働災害等に伴う事故等から、救助装備等を活用し救助することを目的とし、2市1町では、救助隊を合計5隊配置していますが、専任隊は宝塚市の2隊のみとなっています。(隊員68人のうち31人は宝塚市の専任救助隊員)

○救助隊編成状況

(平成22年4月1日現在)

救助体制	救助隊数			救助隊員数			救助 工作車
	専任	兼任	小計	専任	兼任	小計	
消防本部							
宝塚市消防本部	2		2	31	5	36	2
川西市消防本部		2	2		24	24	2
猪名川町消防本部		1	1		8	8	1
2市1町合計	2	3	5	31	37	68	5
兵庫県	21	36	57	286	582	868	43

イ 救助隊は省令により、基本的には各消防署に1隊配置することが必要です。

また、管轄区域の人口や諸事情により、人命の救助が特に必要になると認められるときは、特別救助隊を置くとされており、いずれも人命救助に関する専門的な教育を受けた隊員5人以上で編成し、救助資機材を積載した救助工作車を備えることになっています。現在、特別救助隊は、宝塚市に2隊、川西市に1隊配置されています。

ウ 出動状況では「その他の事故」を除き、交通事故による出動が51件で最も多く、次いで建物事故が48件となっています。

○救助出動状況

(平成22年中)

消防本部名 事故種別		宝塚市	川西市	猪名川町	2市1町
		消防本部	消防本部	消防本部	合計
合計	出動件数	106	55	13	174
	救助人員	80	36	9	125
建物火災	出動件数	6	3	0	9
	救助人員	4	1	0	5
建物以外 火災	出動件数	0	0	0	0
	救助人員	0	0	0	0
交通事故	出動件数	29	16	6	51
	救助人員	29	10	5	44
水難事故	出動件数	2	4	1	7
	救助人員	1	2	0	3
自然災害	出動件数	0	0	0	0
	救助人員	0	0	0	0
機械事故	出動件数	0	0	0	0
	救助人員	0	0	0	0
建物事故	出動件数	21	23	4	48
	救助人員	17	16	2	35
酸欠事故	出動件数	2	2	0	4
	救助人員	2	2	0	4
破裂事故	出動件数	0	0	0	0
	救助人員	0	0	0	0
その他の 事故	出動件数	46	7	2	55
	救助人員	27	5	2	34

※その他の事故とは、独居、高齢者等の安否確認、ドアの開錠などで、年々増加傾向にあります。

<分析>

川西市と猪名川町の救助隊及び救助隊員は兼任体制です。限られた人員の中から専任の救助隊員を確保することは困難な状況です。

<課題>

- 2市1町は、全ての消防署に救助隊と救助工作車を配置していますが、今後、特別救助隊の配置の必要性について検討する必要があります。
- 現状では2市1町とも、活動上、必要とされる5人以上の編成は出来ていません。

5 通信・指令の状況

<現状>

ア 消防通信指令業務の状況は、川西市と猪名川町が平成19年10月から共同運用を開始しており、平成23年4月からは宝塚市を含めた2市1町での共同運用を開始する予定です。（消防指令センターは宝塚市消防本部内に設置）

○指令装置の状況

消防本部名等 項目	宝塚市 消防本部	川西市 消防本部	猪名川町 消防本部	宝塚市・川西市・猪名川町 消防指令センター
119番受付場所	情報管制課	指令センター		指令センター
指令装置の型	Ⅱ型	Ⅱ型		Ⅲ型
運用開始	H12.4	H9.4(※)		H23.4
指令台の数	3	3		5
119番回線数	8	12		20
地図検索装置	○	○		○
新発信地表示	○	○		○
画像伝送	×	×		○
車両動態管理	○	○(川西市のみ)		○
位置情報通知 (IP、携帯)	○	○(簡易型)		—
位置情報通知システム (統合型)	—	—		○

※ 川西市と猪名川町はH19.10から、指令業務の共同運用開始。

イ 携帯電話からの119番通報は、平成22年中の全通報件数のうち28.5%を占めており、増加傾向にあります。

○119番受付状況(件数)

(平成22年中)

種別 消防本部名等		火災	救急・ 救助	以外の 災害	その他	合計	受信割合 (%)
宝塚市 消防本部	合計	92	8,692	18	5,250	14,052	
	固定電話	21	3,662	3	1,989	5,675	40.4
	IP電話	25	2,598	6	1,677	4,306	30.6
	携帯電話	46	2,432	9	1,584	4,071	29.0
川西市・ 猪名川町 消防指令 センター	合計	58	7,206	114	4,138	11,516	
	固定電話	16	2,883	42	1,421	4,362	37.9
	IP電話	18	2,492	31	1,387	3,928	34.1
	携帯電話	24	1,831	41	1,330	3,226	28.0
2市1町 合計	合計	150	15,898	132	9,388	25,568	
	固定電話	37	6,545	45	3,410	10,037	39.3
	IP電話	43	5,090	37	3,064	8,234	32.2
	携帯電話	70	4,263	50	2,914	7,297	28.5

ウ 現在、2市1町では通信指令業務に毎日勤務者1人、隔日勤務者32人の合計33名が専任で従事しています。平成23年4月に運用開始予定の2市1町消防指令センターでは、毎日勤務者3人、隔日勤務者20人の合計23人を配置する予定です。

○通信指令業務従事の状況 (平成22年4月1日現在)

項目	設置場所	日勤者	最低勤務者数	交代制勤務者総数	形態	交代制
消防本部名						
宝塚市消防本部	情報管制課	1	5	18	専任	2部制
川西市消防本部	消防指令センター (川西市消防本部内)	0	4	14	専任	2部制
猪名川町消防本部						

○共同運用開始後の通信指令業務従事予定 (平成23年4月1日以後)

項目	設置場所	日勤者	交代制勤務者数	最低勤務者数	形態	交代制
派遣消防本部名						
宝塚市消防本部	消防指令センター (宝塚市消防本部内)	2	10	7	専任	2部制
川西市消防本部		1	8			
猪名川町消防本部		0	2			
	合計	3	20			

<分析>

ア 平成23年4月から開始予定の2市1町の共同運用により、現在の通信指令業務従事者のうち、10人を他の部署へ配置することが可能となります。

イ III型の高機能指令台の導入により、より迅速な出動体制の確立が可能となります。

ウ 消防救急無線は、平成28年5月までにデジタル化することとされています。県の整備計画を踏まえ、整備方法、スケジュール等について早急に検討する必要があります。

2市1町では、平成22年10月14日に宝塚市、川西市及び猪名川町消防救急無線デジタル化検討委員会を設置しました。

<課題>

- 消防救急無線のデジタル化に際しては、県の整備計画を踏まえ、スケジュールの検討、整備費用の削減等について早急に検討する必要があります。

6 火災予防行政の状況

(1) 予防業務の特性

<現状>

予防業務は、事業者に対する許可、措置命令等の行政行為が含まれ、錯誤等の許されない重責な業務です。その根拠となる関係法令等は、社会を揺るがす火災の発生等で改正されるといっても過言ではありません。

さらに、地方自治法の改正により予防事務が自治事務に区分されることから、予防行政の責任はますます大きくなっています。

○予防業務に係る主な関係法令の改正等

主な関係法令	備 考
消防法	平成15年から平成22年 12回の改正 ・ 防災管理制度の創設
消防法施行令	平成15年から平成22年 12回の改正 ・ 小規模社会福祉施設等の規制 ・ カラオケボックス等の規制
消防法施行規則	平成15年から平成22年 24回の改正 ・ 小規模社会福祉施設等の規制 ・ カラオケボックス等の規制
危険物の規制に関する政令	平成15年から平成22年 11回の改正 ・ セルフスタンドの技術基準の創設
危険物の規制に関する規則	平成15年から平成22年 15回の改正 ・ 地下貯蔵タンク等の漏れの点検
地方自治法	・ 事務区分が自治事務に改正
火災予防条例	・ 住宅用火災警報器の設置義務化
行政手続法	・ 行政指導の明確化
行政事件訴訟法	・ 義務付訴訟の追加
消防力の整備指針	・ 予防技術資格者制度の創設

○独自の訓令、通達等の数

宝塚市消防本部	川西市消防本部	猪名川町消防本部
62	74	23

<分析>

予防業務に係る関係法令等は、既存防火対象物に対する新たな規制や市民の負担となる住宅用火災警報器の義務化など、関係者に対しその義務履行に向けた指導等において、予防担当職員の役割が大きくなっています。また、法に規定される措置命令等の行政行為は義務付訴訟も視野に入れ、違反処理の適正執行が問われる時代に突入したと言えます。

<課題>

- 予防業務の事務執行には、関係法令等による厳正な審査が要求されます。そのためには、頻繁に改正される法令の適用が遡及されることと、難解な関係法令等を正確に読み解く必要があります。定期的研修等の確立や法学部出身者の採用等も含めて、高度な法学的知識を有する予防担当職員の育成及び確保が急務です。

(2) 広範囲な予防業務

<現状>

予防業務は、消防法（以下「法」という。）等の関係法令に基づき、防火対象物に対する許可等の防火規制から、市民に対する住宅防火等の行政指導まで広範囲に及びます。

○主な予防業務の詳細

主な予防業務	備考
防火・防災管理者制度	講習会の実施、選解任届出等受理、消防計画作成指導、自衛消防組織育成指導等
自主防災組織	組織の育成及び訓練指導
防火対象物の査察及び違反処理	立入検査、違反に係る措置命令、告発等
建築確認及び許可の消防同意	消防用設備等の設置指導等
消防用設備等の完成検査	検査済証の発行等
防火対象物の台帳管理	査察等を行うにあたっての情報管理
危険物施設の許可、承認及び検査等	許可、承認等の行政行為等
火災予防の普及啓発	住民への住宅防火指導等
婦人防火クラブ等の指導	防火啓発組織の育成及び指導等
法及び火災予防条例等に基づく各種届出の受理及び審査等	設置検査等

○予防担当職員数

宝塚市消防本部	川西市消防本部	猪名川町消防本部
13人	9人	2人

<分析>

2市1町とも予防担当職員は、少数で広範囲の予防業務を執行しています。

<課題>

- 上表のとおり、予防業務の範疇は多岐にわたり、その事務量は膨大になります。消防力の整備指針に基づく人員充足率47.1%（4ページ下表参照）を改善、向上し、担当職員を増強することが必要不可欠です。
- 現状では、査察に多くの人員を必要としているため、違反処理等の事務が十分に行われていないのが現状であり、今後の予防体制の強化が望まれます。

(3) 防火対象物及び立入検査の状況

<現状>

2市1町の防火対象物は合計7,147棟で、これらに対する平成21年度における立入検査実施件数は2,504件です。

○用途別防火対象物数(棟数)

(平成22年4月1日現在)

消防本部名			宝塚市 消防本部	川西市 消防本部	猪名川町 消防本部	2市1町 合計	構成比率 %
種別							
1項	イ	劇場等	6	3		9	0.13
	ロ	集会場等	67	81	21	169	2.36
2項	イ	キャバレー等				0	0.00
	ロ	遊技場等	6	12	1	19	0.27
	ハ	性風俗関連店舗等				0	0.00
	ニ	カラオケボックス等	4	2		6	0.08
3項	イ	料理店等				0	0.00
	ロ	飲食店	68	49	10	127	1.78
4項		百貨店、店舗等	123	87	26	236	3.30
5項	イ	旅館、ホテル等	19	9	9	37	0.52
	ロ	共同住宅等	2,294	897	35	3,226	45.14
6項	イ	病院、診療所等	52	34	16	102	1.43
	ロ	養護老人ホーム等	18	16	3	37	0.52
	ハ	軽費老人ホーム等	54	35	8	97	1.36
	ニ	幼稚園等	34	19	7	60	0.84
7項		小学校、中学校等	165	83	29	277	3.88
8項		図書館、博物館等	4	6	2	12	0.17
9項	イ	蒸気浴場等				0	0.00
	ロ	イ以外の公衆浴場	4	3		7	0.10
10項		車両の停車場等	10	3		13	0.18
11項		神社、寺院等	63	38	7	108	1.51
12項	イ	工場、作業場	163	238	33	434	6.07
	ロ	映画スタジオ等				0	0.00
13項	イ	自動車車庫、駐車場	89	48	10	147	2.06
	ロ	飛行機等の格納庫				0	0.00
14項		倉庫	98	77	18	193	2.70
15項		前各項以外	295	242	55	592	8.28
16項	イ	複合用途(特定)	500	289	20	809	11.32
	ロ	複合用途(非特定)	278	109	12	399	5.58
16項の2		地下街				0	0.00
16項の3		準地下街				0	0.00
17項		文化財	13	14	3	30	0.42
18項		アーケード	1			1	0.01
合計			4,428	2,394	325	7,147	100.00
構成比率(%)			61.96	33.50	4.55		

<分析>

防火対象物のうち3,226棟がマンション等の共同住宅で、全防火対象物の45.1%になります。また、百貨店等の不特定多数の者が利用する特定防火対象物は1,708棟で全体の23.9%となっています。

<課題>

- 立入検査は、地域の安全・安心を担保するものとして重要であり、高い査察実施率が継続して必要で、また、立入検査は、防火対象物に係る規制法令に精通した予防担当職員をもって行う業務であることから、長期的な専任化が必要です。

(4) 危険物施設及び立入検査の状況

<現状>

2市1町の危険物施設のうち62.4%が貯蔵所で、35.5%が取扱所です。製造所は2.1%と少数です。また、平成21年度中の2市1町全体の立入検査実施率は、約90%となっています。

○区分別危険物施設

(平成22年4月1日現在)

消防本部名 項目		宝塚市	川西市	猪名川町	2市1町 合計	
		製造所	4	4	0	8
貯蔵所	小計	95	110	36	241	
	屋内貯蔵所	20	23	2	45	
	屋外タンク貯蔵所	30	2	2	34	
	屋内タンク貯蔵所	4	3	2	9	
	地下タンク貯蔵所	28	54	12	94	
	簡易タンク貯蔵所	1			1	
	移動タンク貯蔵所	9	22	16	47	
	屋外貯蔵所	3	6	2	11	
取扱所	小計	65	50	22	137	
	給油取扱所	49	33	19	101	
	販売	第1種	1			1
		第2種				0
	移送取扱所				0	
一般取扱所	15	17	3	35		
合計		164	164	58	386	
構成比率 (%)		42.5	42.5	15.0	100.0	

<分析>

- ア 指定数量の1000倍以上の製造所等は宝塚市の1施設のみで、2市1町とも比較的小規模な危険物施設となっています。
- イ 危険物施設の立入検査実施率が約90%と高いのは、施設の危険性を考慮し、積極的に取り組んでいる結果によるものです。

<課題>

- 危険物施設は、漏洩事故、火災等により大災害に発展する恐れがあります。そのため、法では危険物施設の細部にわたり防火規制され、その規制違反には措置命令等の行政行為（違反処理）が明文化されており、違反処理の行える危険物担当職員の育成が必要です。

(5) 予防技術資格者の状況

<現状>

予防技術資格者は、予防業務の高度化・専門化に対応する目的で、消防力の整備指針の規定に基づき平成18年度から導入された資格制度で、防火査察・消防用設備等・危険物の各専門員に分けられています。

資格の取得方法には、予防技術検定の合格と、一定の予防経験を有する職員から消防長が認定するいわゆる「みなし」があります。ただし、「みなし」による認定は、平成23年3月31日までのものであり、その後は検定に合格した者のみが資格を取得することができます。

○予防技術資格者の状況

項目	消防本部名 宝塚市		川西市		猪名川町		2市1町 合計	うち みなし
	宝塚市	うち みなし	川西市	うち みなし	猪名川 町	うち みなし		
資格者数	14 (6)	10 (3)	9 (4)	9 (4)	3 (1)	0 (0)	26 (11)	19 (7)

※（現に予防を指導している職員）

<分析>

予防担当職員24人のうち11人が予防技術資格者で、そのうち4人が検定合格による資格者となっています。

<課題>

- さらに予防業務を充実させるため、また、今後退職による資格者の減数に対応するため、新たな資格者の育成は喫緊の課題です。

(6) 各種窓口業務の状況

<現状>

予防業務の中には建築同意事務、危険物規制事務、火薬類、高圧ガスの審査や許認可を行う事務及び法や火災予防条例に基づく検査、届出事務があります。その窓口は危険物規制事務のように各消防本部で行うものや、条例関係届出事務のように各署（宝塚市は出張所でも受付を行っています。）で受付するものもあります。

○各種窓口業務担当

消防本部名 項目	宝塚市 消防本部	川西市 消防本部	猪名川町 消防本部
建築同意事務	予防課 消防署	予防課 消防署	予防担当
消防用設備等完成検査	予防課 消防署	予防課 消防署	予防担当
危険物規制事務	予防課	予防課	予防担当
火薬類立入検査等事務	予防課	予防課 消防署	予防担当
液化石油ガス届出事務	予防課	予防課 消防署	予防担当
条例関係届出事務	予防課 消防署	予防課 消防署	予防担当 消防署

<分析>

届出の受付部署は2市1町とも予防課(担当)が主となっていますが、届出の種類によっては消防署及び出張所で受付を行なうなど、2市1町消防本部で違いがあります。

<課題>

- 住民サービス向上のため窓口の拡大等を検討していく必要があります。

7 消防団等とのかかわり

(1) 消防団

<現状>

2市1町は、それぞれ消防団と分団を有し、その合計は、3消防団、53分団となります。条例定数の合計は1,060人で、実員が1,017人となっています。

女性団員は、川西市が本部付け分団に18名、猪名川町が通常分団に1名在籍しています。

○消防団・消防団員の状況

(平成22年4月5日現在)

項目	消防団数	分団数	条例定数	実員	うち 女性団員
宝塚市消防団	1	11	200	193	0
川西市消防団	1	11	418	382	18
猪名川町消防団	1	31	442	442	1
2市1町合計	3	53	1,060	1,017	19

○消防団への出動要請の状況

消防団名	消防団 出動要請	出動要請の手段
宝塚市 消防団	○	有線放送、サイレン、モバイル
川西市 消防団	○	指令センターから各分団長へ電話連絡
猪名川町 消防団	○	消防本部から各分団長へ電話連絡

<分析>

ア 全国的に消防団員数は減少傾向にあり、条例定数を満たしているのは猪名川町のみで、宝塚市と川西市は定数を満たしていません。また、猪名川町では定数の適正化のためここ数年、定数の削減を行っています。

イ 消防団への出動の要請方法は、2市1町とも一定のルールに基づき行われています。

ウ 消防団事務は、2市1町とも消防本部で行っていますが、消防署は現場活動及び訓練指導などで連携を図っています。

<課題>

- 消防団員の確保について、対策が必要です。

(2) 防火協会等

<現状>

2市1町の消防本部では、一定規模の防火対象物や危険物許可施設を保有する事業所などを対象に火災予防啓発団体を組織し、また幼稚園児、小学生、主婦を対象として防火又は消防クラブを結成し、それらの事務を行っています。

○火災予防啓発団体の状況 (平成22年4月1日現在)

項目	団体名	会員数等
消防本部名		
宝塚市消防本部	宝塚防火協会 婦人防火クラブ 少年消防クラブ 幼年消防クラブ	177会員 5クラブ 2クラブ 26クラブ
川西市消防本部	川西市防火安全協会 幼年消防クラブ	237会員 18クラブ
猪名川町消防本部	猪名川町防火協会 幼年消防クラブ	88会員 7クラブ

<分析>

2市1町の防火協会等と各種防火クラブがそれぞれの地域の実状に合わせ組織されています。活動内容は地域により多少の違いはありますがほぼ同様の内容です。

<課題>

- 防火協会等の会員数を増やすとともに、活発な活動を推進する対策が必要です。

(3) 自主防災組織

<現状>

2市1町では、阪神・淡路大震災以降、災害時の共助の育成に努力し積極的に自主防災組織の結成と育成に取り組んでいます。

事務の所管は、川西市が市長部局の危機管理室になっている他、宝塚市と猪名川町は消防本部が事務を行っています。また、組織の設置単位は、川西市が小学校区単位ですが宝塚市と猪名川町は自治会単位で結成されています。

○自主防災組織の状況 (平成22年4月1日現在)

	事務の所管	設置単位	組織数
宝塚市	消防本部予防課	自治会単位	217
川西市	市危機管理室	小学校区単位	14
猪名川町	消防本部警防担当	自治会単位	49

<分析>

各市町により事務所管の部署及び設置単位が異なり、指導育成方法にも違いがあります。

<課題>

- 2市1町とも、地震などの大災害時には、自分たちのまちは自分たちで守ることができるように、自主防災組織を指導し、育成していく体制を確立することが必要です。

8 その他

(1) 各種例規の状況

<現状>

条例等の整備は、それぞれ必要に応じて整備されています。

<分析>

消防行政を遂行するうえで必要となる例規は、各市町同様の例規が制定されていますが、それぞれの市町の実情にあわせ独自の例規も制定されています。

<課題>

- 2市1町とも、法改正などに的確、かつ、迅速に対応していくために、例規などの審査を行う法制部門の強化が必要です。

(2) 応援協定など各種協定の締結状況

<現状>

消防応援については、兵庫県下全消防本部が締結している「兵庫県消防相互応援協定」のほか、各消防本部において隣接する地域との協定等が締結されています。

○ 応援協定締結状況

協定名	協定締結機関名
兵庫県広域消防相互応援協定	県内30消防本部
中国縦貫道路茨木・宝塚インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定	茨木市・吹田市・豊中市・池田市・ <u>川西市</u> ・伊丹市・ <u>宝塚市</u>
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	<u>川西市</u> ・伊丹市・ <u>宝塚市</u> ・西宮市・神戸市・三木市・加西市・三田市・佐用町・加東市・姫路市・宍粟市
大阪国際空港周辺都市航空機災害応援協定	大阪市・堺市・豊中市・池田市・吹田市・八尾市・松原市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・東大阪市・尼崎市・西宮市・伊丹市・ <u>宝塚市</u> ・ <u>川西市</u>
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・ <u>宝塚市</u> ・ <u>川西市</u> ・三田市・ <u>猪名川町</u>
神戸市隣接7市1町災害時における相互応援協定	神戸市・芦屋市・西宮市・ <u>宝塚市</u> ・三田市・三木市・稲美町・明石市
伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書	伊丹市・ <u>宝塚市</u> ・ <u>川西市</u> ・ <u>猪名川町</u>
阪神高速道路における消防及び救急等の業務に関する協定	阪神高速道路株式会社
消防相互応援協定	池田市・ <u>川西市</u>
消防相互応援協定	能勢町・ <u>川西市</u>
消防相互応援協定	豊能町・ <u>川西市</u>
消防特別相互応援協定	豊中市・ <u>川西市</u>
消防特別相互応援協定	箕面市・ <u>川西市</u>
能勢町・猪名川町消防相互応援に関する協定	能勢町・ <u>猪名川町</u>
消防相互応援協定	篠山市・ <u>猪名川町</u>

<分析>

兵庫県内の全消防本部と相互応援協定を締結しているほか、各市町の隣接市町と相互応援協定を締結しています。また、宝塚市と川西市は、中国自動車道、阪神高速道路及び大阪国際空港における災害の応援協定を締結しています。

<課題>

- 現在の応援協定を含め、新たな応援協定の必要性や見直しを、今後も継続して行っていくことが必要です。

(3) 消防水利

<現状>

ア 消火栓の設置及び修理については、川西市と猪名川町は消防本部から水道事業管理者に対し負担金を支出し、管理については水道部局が行っています。宝塚市は設置、管理とも水道部局が実施しています。

イ 水道法第24条の規定により、「水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。」、「市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。」とされています。

ウ 法第20条第2項の規定により、「消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。」とされています。

○ 消防水利の設置状況 (平成22年4月1日現在)

	消火栓	防火水槽		プール
			うち私設	
宝塚市	3,121	724	236	44
川西市	2,158	628	247	33
猪名川町	405	179	30	12
2市1町合計	5,684	1,531	513	89

<分析>

消防水利については、消防活動上、最も重要な施設の一つです。日常の点検を含め、その維持及び管理については適正に行う必要があります。

<課題>

- 火災発生時に十分な消防水利を確保するため、各市町の水道部局と更に連携を強化していく必要があります。

9 国が示す消防広域化により期待できる効果と課題

(1) 消防広域化により期待できる効果

ア 住民サービスの向上

① 現場到着所要時間の短縮、初動体制の強化

- ・ 署所の出動区域の見直しにより、市町境界もなくなり、消防隊・救急隊の現場到着時間が短縮される地域があります。
- ・ 多数の消防隊・救急隊の運用により、出動隊数が増加し、初動体制の強化が可能となります。また、災害が重複した場合など、隣接署所からの出動により迅速な現場対応が可能となります。

② 災害、大規模事故等への対応力の強化

- ・ 自然災害、大規模な事故などに一挙に多数で多様な編成の消防隊・救急隊を同時に出動させることができます。
- ・ 大規模な災害等が発生した場合、情報収集、部隊運用の指揮及び県内外からの消防応援部隊に対する受援体制が確保できます。

イ 人員の効率的かつ効果的な配置と専門化・高度化

① 現場活動隊員の増強

- ・ 消防本部や通信指令室の統合により生み出される要員を、現場活動要員に振り向けることができます。

※ 2市1町での先行部分

平成23年4月1日から開始予定の指令業務共同運用に伴い、通信指令業務を統合するため現場活動要員が増強されます。

② 救急隊員、予防要員等の専任化と高度化

- ・ 救急救命士の効率的配置により、質の高い救急サービスの提供が可能となります。
- ・ 救助隊員の専任化とともに、特別救助隊などの部隊編成が可能となります。
- ・ 立入検査等の予防業務を専任化し、予防体制の強化が図れます。
- ・ 職員を計画的に研修派遣することができ、高度な知識・技術等を習得することにより、職員の資質向上が図れます。

ウ 消防の行財政基盤の強化

① 組織・人員の一元化

- ・ 消防本部及び運営組織を一元化することができます。
- ・ 消防吏員の年齢や階級の平準化により、人事ローテーションの活性化や適材適所の配置ができます。

② 効率的な車両の配置

- ・ 車両や資機材を効率的に配置することにより、効果的に運用することができます。

③ 高度な設備等の計画的整備

- ・ 財政規模の拡大により、はしご車、救助工作車及び化学車などの高機能な車両や資機材の計画的な整備が現在より容易になります。

- ・ 高機能消防指令センターの設置や統合型位置情報システムの導入により、迅速かつ的確な出動や消防指令業務ができます。
- ・ 消防指令業務を統合することにより、導入経費、運営経費が節減できます。

※ 2市1町での先行部分

平成23年4月1日から開始予定の指令業務共同運用に伴い、高機能消防指令センターを共同で整備したことにより、導入経費、運営経費を大幅に節減することができました。

- ・ 平成28年5月末までにデジタル化しなければならない消防救急無線についても、広域化することによって整備に係る経費を削減できます。

(2) 消防広域化に伴う課題

ア 消防の円滑な運営

- ① 一元的・効果的な出動体制の整備
 - ・ 組織規模が拡大するため、効果的な出動体制を構築する必要があります。
- ② 構成市町及び住民の意見反映
 - ・ 構成市町が複数になるため、市町及び地域住民の適切な意見の反映がされるか懸念されます。
- ③ 消防本部の一本化
 - ・ 消防本部と消防署の距離が遠くなるため、連絡調整方法の検討が必要になります。
 - ・ 現在、消防本部で行っている許認可事務について、住民サービスが低下しないよう配慮する必要があります。
 - ・ 消防本部を円滑に運営するため、組織づくりや運営方法を十分検討する必要があります。
- ④ 職員の人事、給与、階級、勤務体制の一元化
 - ・ 新たな組織への身分の移管が必要となります。
 - ・ 異なる人事、給与、階級、勤務体制を一元化する必要があります。
 - ・ 職員へ情報提供を行い、意見が反映されるよう配慮する必要があります。
- ⑤ 構成市町との一体性
 - ・ 構成団体の市町長と消防長との一体性を確保するような仕組みの構築や、当該事務の透明性及び効率化を確保する必要があります。

イ 消防団・市町防災部局との連携

- ① 消防団との密接な連携
 - ・ 消防広域化後の各市町消防団との関係については、密接な連携を確保していく必要があります。
- ② 市町防災部局との密接な連携
 - ・ 消防広域化後、大規模災害発生時に発災市町の防災部局との密接な連携を確保する体制を整えておく必要があります。